

〇〇株式会社 第12期決算公告
(貸借対照表 平成21年3月31日現在)

東京都〇〇区〇〇1丁目〇〇番〇〇号

代表取締役 〇〇〇〇

平成21年6月21日開示

資産の部 (・・・以下略)	負債の部 (・・・以下略)
----------------------	----------------------

決算公告を電子公告（電磁的計算書類の開示※を含む）で行う場合、
貸借対照表は要旨ではなく、全文を開示する必要があります。
そして5年間継続して公開する必要があります。
決算公告については電子公告調査は必要ありません。

※電磁的計算書類の開示とは、定款で定める公告方法が官報または日刊紙の会社が決算のみを
ホームページなどに掲載して行う方法で、導入するには登記が必要です。